

平成18年第1回太子町議会定例会（第401回町議会）会議録（第5日）

平成18年3月10日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 2 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 3 議案第33号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 4 議案第34号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 5 議案第35号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 6 議案第36号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 7 議案第37号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 2 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 3 議案第33号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 4 議案第34号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 5 議案第35号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 6 議案第36号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 7 議案第37号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
9 番	横 田 六 郎	10 番	井 川 弘 美
11 番	花 畑 奈知子	12 番	北 川 嘉 明
13 番	熊 谷 直 行	14 番	村 田 興 亞
15 番	橘 幸 孝	16 番	桜 井 公 晴
17 番	首 藤 亨	18 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

8 番 寺 本 明 男

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	嶋 津 一 弥
書 記	蛭 井 のり子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	寺 田 和 雄
経済建設部長	山 口 静 哉	教 育 次 長	山 本 庄一郎
財 政 課 長	香 田 大 然	水道事業所長	西 村 隆 志

(開議 午前9時59分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成18年第1回太子町議会定例会第5日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 議案第31号 平成18年度  
兵庫県太子町国民健康保険特  
別会計予算**

○議長(佐野芳彦) 日程第1、議案第31号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 おはようございます。

国民保険税の徴収の考え方について、まず第1点お尋ねをしたいと思います。

ご存じのように、徴収率が年々低下しているように思います。決算書によりますと平成16年度は78.1%、ちなみに平成13年度の徴収率を見ても83.1%という数字が決算書に示されてあります。ご存じのように、この国保会計というのは国保税、それから国庫の負担金、繰入金で成っているのは以前から生活福祉部長から説明をいただいているところでありますが、そういった中、被保険者にこの税のあり方を理解を求めて納税していただく努力が今以上に必要になってくると思いますが、こういった徴収率にどのように取り組んでいくのか、まず第1点お尋ねしたいの

と。

それから、老人保健の拠出金ですが、説明にあったように前年度分を精算して拠出してゐるのは説明のとおりだと私は思っております。16年度の決算額というのは相当落ち込んでましたから、前年度対比、たしか11.8%の減で拠出金を出したという説明があったように思うんですが、一方、老人保健の対象者というのは年々増加しているように思います。そういった分も踏まえ、こういった老人保健の拠出金の考え方をお尋ねしたいのと。

それから、ちょっと細かいことなんです、今回款10予備費を新しく置かれたんですが、この予備費の考え方。

以上3点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長(佐野芳彦) 総務部長。

○総務部長(佐々木正人) まず、1点目の国保税の徴収でございますが、これにつきましては本来税務課の方で町税の徴収とあわせて行っております。ただ、国保税につきましては先日来申しておりますように、滞納があれば保険税と相殺させていただくとか収税率の向上に努めておりますが、高額医療費支払資金の貸付申請があればそれと相殺させていただいたり、その都度その税の説明をさせていただきますして、納税者が納税しやすくなるような考え方で相談をさせていただいております。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(寺田和雄) まず1点、老人保健の拠出金の関係でございますが、これについては平成14年の健康保険法の改正によりまして、老人保健の対象者の考え方が変わったことが今日影響が出てきたということでございます。ちなみにこの考え方は75歳以上を老健対象者ということになりまして、この5年間の間は昭和7年9月30日以前のお生まれの方のみの対象者が老人保健の対象者ということで、新規の加入というものは転入者以外には考えられず減少の傾向にございます。

太子町でも16年12月では2,783人でしたが、この17年12月では2,648人ということで135人ということで、全国的に老健対象者がこういうふうに年齢の縛りによりまして現在減少中ということ。

またもう一点は、従来老健を賄う財源としたしまして、拠出金相当で賄う部分が14年改正前までは10分の7でございましたが、毎年のようにこれを見直しまして、拠出金の分と公費、国、県、市町分を従来の7対3を拠出金分5、公費分5というフィフティー・フィフティーの負担割合に変更してまいっております。こういうことで負担すべき額が減ってきたということで、国保としての医療保険者としての拠出金の額も減ってきたということでございます。

もう一点、予備費の計上でございますが、額的なことはいろいろ不透明な面がございしますが、この医療につきまして加入者の多いこともありいわゆる年度末に近くなりました、極端に申しますと2月診療分が最終補正で把握できない部分も今後考えられますので、今年度におきましては予備費を置かせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 それからもう一点ちょっとお尋ねするのを忘れてたのは、12ページの出産育児一時金、これの考え方ですけど、ご存じのように今国会のという多分答弁が返ってきそうだと思いますが、そういうその一時金について現在どのようなお考えを持っておられるのか、もう一つお聞きしておきます。

それから、国保税の徴収のあり方ですけども、総務部長の説明のとおりだと思いますが、あともう一点、これは余り頼ってはいけないと思うんですが、資格証明書の考え方はどのように思っておられますか。

以上、お願いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

今国会で健康保険法の大規模な改正が出されておりますが、その中に今日の出産費用額が実態と乖離しているということで30万円を35万円に改正すると。実施時期は10月よりということをお伺っております。

これを受けまして、各種の保険法についても改正が同時になされていくわけですが、私どもの国保での根幹でございます国民健康保険法も同様に改正されるものでございます。

こういうことでございますので、10月1日以降の出産ということでございますので、現在のところ9月議会に条例改正、あわせて補正予算をお願いしたいと考えております。

それと、資格証明書の考え方ですが、滞納のあられた方には納税相談をさせていただき、正当な理由がない等の判断での考え方でやむなく資格証明書を交付させていただいております。機械的にやるんじゃなくて、まずこの交付している中には弁明の機会の法的な機会がございしますが、窓口にもお越し願えず、何らの弁明もなされずにされる方がほとんどでございます。また、申請なさいましても、いわゆるこの除外、弁明に当たる条件を提示されない例がございましての判断で交付をさせていただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 2つほど。

もう部長んここに通知が来とんだらうと思うんやけど、介護保険の税条例の中で税の激変緩和措置ちゅうのがありますわね。ほんでこないだきのうの新聞だったんやけども、国保にも介護と同じ仕組みじゃないけど、2年間の年金自給者の高齢者ですね、それに対する激変緩和策をやるという通知を出したという記事があったんやけども、これは多分この提案までにはなかったようなんで、そういう通知を見て今後どのように対処されるんかなあということが1つと。

もう一つは、国民年金の滞納者に対する国

保資格者に対する有効期限の短縮ということがちょこちょこ耳にするんですけども、太子町でもこの18年度からそういう仕組みが入ってくるんかどうか。

それからもう一つ、ちょっとつけ加えてご存じだったらお答えいただきたいんですけども、多分国保にやがておんぶにだっこじゃないけども、おんぶくらいの程度が来るのかなと思うんですけども、後期高齢者の医療制度、これは再来年になるらしいですけども、そういう仕組みが部長の方でわかっておったらこの際説明いただいたらいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

まず、高齢者に対します税の改正に伴います関係でございますが、私どもの方には数日前に県の方から通知がございました。

この考え方については、現在国の方で地方税法の不足の一部改正を準備しておると。3月下旬にはこれが公布されるであろうということで、そういう見直しがあるという通知のみで具体的な指示事項については現在届いておりませんので、明らかになり次第また処理させていただきたいと思っております。

それから、国民年金保険料の未加入者と国保税の関係でございますが……

（「税と違う、資格や」の声あり）

の考え方ですけども、私自身のことでは答弁で申しわけございませんですが、新聞紙上で読んだ程度でございまして、まだ具体的に担当の方には届いたように報告を受けてないんで、これ以上の答弁はちょっとお答えできません。

あわせて今期の健康保険法の改正、中で後期高齢者のあり方について骨格を示されております。これにつきましてもまだ法の骨格を知っている程度、また新聞紙上から入手した程度でございまして。法が公布されますと担当者等々も開かれてまいりますんで、また後ほど議会の方にも報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議題となっています議案第31号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第2 議案第32号 平成18年度 兵庫県太子町介護保険特別会 計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第2、議案第32号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 提案説明のときに若干触れられたかと思いますが、13ページの款5保険予防事業と包括的支援事業についてもう少し具体的な説明を求めます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

13ページの款5の関係でございますが、これについては今回新規に立ち上げた制度でございまして。このたびの18年度からの見直し事項の一つでございまして、介護保険は従来要支援、また介護度の判定を受けた方のみの事

業を行っていましたが、この介護保険の事業の中で要介護、要支援になる以前のいわゆる虚弱老人を対象とした介護予防事業を行うことになりました。

具体的には、介護予防事業といたしまして、1つはまほろばの施設の中でいわゆる転倒予防、また骨折予防の教室を開くこととか、また老人福祉センター利用者の中で希望者を募りまして、運動機能の介護をもちまして介護予防をさせていただき事業を今年度行わせていただきます。

それから、款5の2の包括的支援事業でございますが、従来予算的には一般会計の方で計上してございましたんですが、高齢者の相談、支援の事業を行ってございました在宅介護支援センター、この事業を発展的に地域包括支援センターと衣がえをいたしまして相談事業、また権利擁護事業等々の在介のさらにメニューを増やした相談等の事業を展開する科目を設けさせていただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 それともう一点、これも新たに予備費が、款10予備費が新しく予算計上されてますが、ここの予備費の考え方はどういった考えですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

この件についても、いわゆる2月サービス受給者を当該年度で支払う関係上、この最終補正の編成時には数値的に把握できない面がございます。できるだけ3月補正では年間のサービス料は把握したいわけですが、不測の事態に備えまして予備費をお願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 介護施設従事者の離職――職を離れることね、その割合が他の業種と比

べて割合高いというふうなことが言われておるようですが、太子町の実態はいかがでしょうか。またわかっておれば理由というか、そういうことを説明いただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

事業者の内容でございますが、町の方といたしましては特に把握いたしておりません。ただ、わかりやすいのは社会福祉協議会での介護サービス事業でございますが、家庭の事情でやめられた方もございますが、引き続いて皆さん頑張ってくださいしております。町内の他の事業所、町外の施設もたくさんございますが、それぞれのご事情があって離職されるというような場面も聞いておりますが、内容については承知いたしておりませんので、答弁はご容赦を願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第3 議案第33号 平成18年度 兵庫県太子町老人保健特別会 計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第3、議案第33号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 昨日の某地方紙に老人1人当たりの医療費が全国で78万円、兵庫県内にあっては79万4,000円という2004年度の決算数値ですけども、出たのをごらんになると思いますが。その記事の中で毎年老人医療費は前年比増になっているようなことも新聞にも書いてるんですが。

実は、今回の予算、前年度と比較しますと1億7,689万5,000円少なく、率で11.9%の減であるということが提案のときに説明があったわけなんですけど、この会計の方、仕組みからいってそれ以上言うのはなんなんですけど、要は安定した会計であって、また、なおかつ老人の方が安心して受けられるような仕組みに十分注意して1年間取り組んでいく必要があると思うんですけども、要は実際は予算上は減っているんですけど、ざっくりばらんに言うたら出来高払いのような感じが強い部分でありますので、今後1年間老人保健特別会計を運用していく上で、そういうところに十分配慮してやっていただきたいと思いますけど、その考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

今年度の老人医療費の見込みでございますが、さきのお答えしましたように年間135人も減っているということで人数の減と、また診療報酬の会計がございまして、今回どの会計、どの科目も同様でございますが、一応医療費単価見込みに3.18%の減を見込みましての医療費の積算をさせていただきました。

この事業につきましては、高齢化の進行とともに健康を害される高齢者も増えてまいっております。また、医療の中身の濃さもそれ

ぞれ変わってきておると思います。

この太子町の実例で申しますと、16年度では1人71万4,298円の費用でございましたんですが、今後ともこの会計とは関連するわけでございますが、町民の皆様、とりわけ高齢者の皆様が一日でも健康で長寿を過ごされますように、一般会計での保健事業の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第34号 平成18年度 兵庫県太子町墓園事業特別会 計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第34号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常

任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第5 議案第35号 平成18年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計予算**

○議長（佐野芳彦） 日程第5、議案第35号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この下水道事業の中で、工事請負費は3億3,520万円ということで計上がされております。説明でも区画整理地内の下水道管布設とこれまでにやってきたところの舗装復旧などの経費ということになるわけですが、予算書の中では150ミリ管の延長が500メートル、それから下水道跡の舗装復旧工事費が8万1,000平方メートルと、それから公共ますの設置工事費ということになっているわけですが、これらの3億3,520万円になる根拠の説明を求めます。

それから、新たに目が起こされて合併浄化槽の、これは条例の制定とあわせて行われることになるわけですが、工事請負費で300万円が計上されております。委託料についても保守点検、これは町が管理するということで、保守点検委託も出てくることになるわけですが、公共下水道との関連で公平性を確保するということでこういう措置になるわけなんですけれども、この地域いわゆる今年は3基程度という予定で上げられておりますが、これらの設置に絡む、また今後公共への接続ということでは合併浄化槽ですから、実

質的には自然水も含めて同じところに排水をするということが実態だろうと思うんですね。そういう中で今後ジョイントをするに当たっても、今まで溝渠ですとそれぞれが自己対応をしておったものが、公共管理ということになるとすべてにわたって自己管理から公共管理、いわゆる町の管理ということになるのが当たり前ですね。そうなりますと、ジョイントする際なんかにはどういう対応を、いわゆる施設全部が町のものに一応なる仕組みにするのが今回の趣旨やね。私はそう理解しとんやけども。そしたら、すべてを撤去したり、ジョイントするときは撤去も要りますし、いろいろジョイントのための手続が要ると思うんですが、それらのことも含めて補完できるような内容になってるかどうかということと、300万円の1基工事が100万円という一般的には設置には最近言われているのは100万円ほどするということは言われとんどすけども、単純に1基100万円という計算をしたわけですか。世間の動静とかというものも計算に入れたことなんかどうか、その説明を求めます。説明してください。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えをさせていただきます。

まず、工事請負費の関係でございますけれども、この根拠でございますが、予算の設置時の積み上げにおきましては、あくまで舗装の場合は平米当たりや立米当たり何ぼとかというような形の予算計上でございまして、現実的にはその都度確実な積算は行われておりません。あくまでアバウトで予算計上をさせていただいておるところでございます。ですから、あくまで管渠の場合、150ミリであれば延長が500メートル、その単価を掛けまして予算を計上させていただいたのが現状でございます。

それから、合併浄化槽の関係でございますが、前にもちょっとご説明申し上げたんですが、現状では14軒程度のおうちがございします。通常の浄化槽も設置されとる方もおられ

ますので、これからお話し合いをさせていただいて3基程度はできるのではないかとという予測を立てまして計上させていただいております。

それと1基当たり100万円といいますが、これは一般標準家庭の単価で約100万円ぐらいかかるということでございます。家族構成なりそういう状況によって変わってまいりますので、それはその実施の段階での変更になるかと思えますけれども、そういう形で予算計上させていただいております。

それから、ご指摘の公共の接続のときの対応という形になりますが、この合併浄化槽の設置につきましては町が設置をし、管理をいたします。ただ、次の公共が接続する場合には公共ますの設置から奥につきましては、当然一般家庭におきまして設置していただくという形になりますので、今の町が設置をした合併浄化槽におきましても撤去につきましては個人の方でお願いするという状況になるかと思います。

といいますのは、今の公共の接続の状況もそうなんですけれども、原因的には通常の浄化槽を設置されとるおうちもその家庭によって撤去をしていただいて公共ますまで接続をしていただくという対応をとっておりますので、接続の際にはそういう対応を考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 このやり方として私はちょっと自分だけが理解できないんかわからんけども、今だったら民地に1メートル以内にますを設置すると、こういうふうになってますわね。そのますの設置のところまでそれぞれ合併浄化槽を設置したらそこへつないで、通常台所の汚水とかあるいはトイレの汚水とかというのをつなぐ。そのままつなぎかえればますまで行くということになったら、もう自己責任というて今言ってるわけですか。後は多分ます、今同じ条件でつくるんだろう、後

の投資のことも考えて私は言うんですけども、いわゆる1メートルのところからは今度公共に接続できるような条件のようにいわゆる一般排水路に流すんでしょから、一般排水路がどういう形で、それぞれのおうちが今条件悪いところ、公共が行かない、行くと不効率やというところですから、一般排水を可能とする水路などに接続をするということだろうと思うんですが、今想定できるのは、延長がところによっては非常に直接水路がなかったりしたら、一定のところを道路の中に今の下水道工事のような形で誘導せなんだいけないところも出てくるんじゃないかと思うんですけど、そういうところのことは後に二重の投資が要るようなことにならない工事をすることが当たり前だと思うんですけど、その辺のところはどういうふうにしていくかというのを説明いただきたいと思います。

それから、工事請負費の関係では、積算の根拠はそういうラウンドで計算をして延長管渠の場合は延長で、舗装の場合は総面積でというようなことなんですけど、実際にこれらの工事を3億3,500万円の中で、舗装とは違いますから、管渠の布設で工事をこれから分割して発注しようと思うんですよ、することになると思うんですが、これが一軒一軒じゃないんでしょ。分割すると。分割すると、それには当然管理に係る経費もついてくるし、工事請負契約に係る積算になってくるというその計画というのはこの2つそれぞれに、特に管渠の布設とそれから舗装復旧、どういう考えでこれに対応しようとするんか。今担当のところでは2つの工事に分けようとしとんのか、3つの工事に分けようとしとんのかというのは当然計画があつてしかるべきだと思うんですが、その説明を含めて説明を求めます。

それから、ちょっと前に10ページの揖保川流域下水道関係の管理負担金、それから徴収事務負担金というのが揖保川関係では1億8,700万円、それから使用料徴収事務負担金



では2,000万円余りを計上しとんでですけど、それぞれの具体の取り組み内容について、事業内容について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） まず、合併浄化槽の接続地の関係でございますけれども、先ほど申し上げたんですが、現実的には町はあくまでも公共ますまでを実施をいたします。それから、中につきましては当然個人によって対応していただくわけですが、現実的には、普通の場合は雨水と一般の浄化槽でしたら分けてやられてますが、合併の場合は当然雨水は別にして風呂とかそういうものを含めて合併して浄化をしていくという状況になっておりますので、撤去していただければそのまま公共ますに接続できるという状況になります。

通常の場合、あれもそうなんですけれども、現実的には、浄化槽を撤去する場合にはそのまま土で埋めてしまうような状況で対応をしておるのが通常でございます。今現状も公共で接続する場合も、浄化槽を設置されとるお方につきましては浄化槽の撤去も個人をお願いをしとるという状況でございますので、合併浄化もそういう対応を図るという形でございます。

ただ、その排水につきましては当然近くにその水路等がございましたら、そこに排水をさせていただくわけですが、最悪の場合は道路側溝なり、そういうところも利用させていただくような状況になろうかと思えます。

それから、工事請負費の関係でございますけれども、下水道工事後の復旧工事につきましては、ご承知のように今は集落を全体になります。舗装工事の場合は当然完全通行どめでその1日かかって実施をするような状況になりますので、面積が大きいところにつきましては最終的には分割という形にもなろうかと思うんですけど、それも設計段階でそういう担当者が判断をして分割してこうやるか、もう一括で工事を終わらせてしまうかと

いう判断の中で対応しておりますので、今の段階では個々の部分についてはこれだけの分割するということまでは把握をいたしておりません。

それからあと、揖保川流域の関係でございますが、今回揖保川浄化センターの沈砂池の脱臭設備工事と中央監視電気工事等がございまして、それが3,000万円余りの工事があります。

それから、西揖保川域下水汚泥処理事業の償還、これは前処理場と案分させていただきまして2,200万円余りを計上させていただいております。

それから、徴収事務負担金につきましては、これは下水道使用料につきましては水道の使用料とあわせて検針をいたしまして、水道の使用料にあわせて徴収をさせていただくという形をとっておりますので、水道使用料と下水道の使用料の案分によりまして水道事業所の方に負担金を納めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第36号 平成18年度
兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第6、議案第36号

平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これまで職員の配置ということでは、こういうふうに1名、前には2名を配置をして前処理場の管理費ということではこれだけかかってるんだということでやってきたわけですが、ここで見ましても職員1名分に係る費用というのは給料職員手当共済それから退手の組合への負担金と、こういうふうになってくるわけですが、水道事業との関連でも下水道の布設と水道事業を整理をして部門の整理統合というようなことも言われている中で、この前処理場のあり方という点では経費計算はそれでいいわけですがけれども、1名配置をする、全面的に管理は委託をしとるわけですから、内容的には張りついてるわけでないし、有効に職員が働くというようなことが大事だと思うんですけども、そのことについての考え方を整理をしておかないといけないと思うんですが、その方針について、トータル職員の仕事という意味合いでお尋ねをしときます。

それから、先日も繰出金の関係で伺いましたが、この施設を運転をし、また当初から考えますともともとの設置した水量というのは4,000トン、1日処理水4,000トンということであつてきたところが、今日は大変な形になってきておりますし、処理単価と使用料の関係も全く乖離をしとるというような実態について、これが正常、正当という判断をしとるところに問題があるし、いきなり林田川への放流の問題も先日では内容が確認——確認という意味ではないですけども、そういうこともこれからさらに検討をしていかなければならないと。施設の上から見れば、いわゆる沈殿させて排水をする機能に早く持ってい

く方が私はええ思うんですけどね。あの程度の処理なら、前もしがらみの中で水を通しとけばええじゃないかというて、林田川にしがらみ編んで誘導して、そしてそこで汚泥をためていった方が水が全体としては見た目にもきれい、そういうようなことがあるんじゃないかということを本席でも言ってきたんですが、施設内でそういう対応をできるようにしとかなければならないと。その対策も必要かと思うんですが、その点。

それからもう一つは、どうしても当然のこととして前々処理を義務づける。これは行政ができることなんですね。前々処理とは現実に今の前処理と変わらないことをするわけですから、前々処理をして責任を持って放流をする、することのできるような水質にして放流させるというのは責任が原因者としての責任なんで、そういうことも要求をしとるんですが、遅々としてそういう方向には進んでいないようです。それをやっていくことがここの支出を大幅に抑制することができると私は思うんですが、その対応策について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えさせていただきます。

まず、水道事業所への下水道課の統括ということでございますけれども、前処理場の職員の仕事につきましては管理委託なりいろいろなことがございまして、1人担当者がそれに当たっておるのが現状でございます。ご承知のようにもう処理場自体が非常に傷んでおりますので、修理、修理で何とかこうもっているのが現状でございまして、そういう一つの処理もお願いをしようところでございますので、今後は水道事業所あるいは下水道課の管理業務がほとんどになりますので、そういう意味で統合して職員数もある程度減らすような形になろうかと思います。

将来的には、前処理場会計も下水道会計の中に包括されるような状況になろうかと思いますけれども、それは将来的なことになりま

すが、そういう考えもあるということでございます。

それから、今の施設のいろんな部分があると思うんですけども、その対応といいますか、新たに今の施設を改良して何かをするということは、そういう一つの事業自体は考えておりません。かえって、我々は今のある施設が壊れたときにどうするかという対応を今考えております。その場合に当然排水の流入があるわけですから、それをどういう形で処理をするかという問題になると思うんですけども、それは県の方ともいろいろと相談をさせていただいておりまして、最終的には流域に直接流入をさせてほしいという要望もお話をさせていただいております。これは排水基準等もございますので、ある程度希釈なりをして直接流入をします。

それから、今後のその施設をどうしていくかという新たに設置するということは不可能でございますので、やはりもうそのまま流域の方に最終的には流入させていただくような方法が一番ベターではないかなというように今現状では考えておるんですけども。それがいつどうこうなるかということは今ここでは言えないんですけども、今非常に施設自体が傷んでおりますので、いつ何ときそういうことが起きるかはわかりませんので、その対応は今既に県の方とも協議をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

（「前々処理のあれ、考え方、対応策」の声あり）

従来から議員のご指摘の前々処理ということもございましたんですけども、今その前々処理を事業所に義務づけるというふうになりますと、それは不可能に近いのではないかと。事業所がそれを設置するには相当経費もかかりますし、前々処理をしてその処理がすなわちそのまま流域にでも流入できるような施設をしないと、かえって前々処理をして前処理場を経過してそれから流入するということになれば二重の投資というような形にも

なりますので、今の状況ではそういうことは非常に無理な面があるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は当然最初からこれ前々処理というのはやるということから始まっているんですよ。だから、それが業者の責任なんやからね。何も行政の責任じゃない。前々処理をした水を前処理で受けるということなんですから、前々処理は当然のことやと。その当然のことを当然義務づけるというのは当たり前前々処理をやらぬといけぬし、今の前処理場自身が前々処理場の役割を果たすようなことやからあかんということですから、前処理場の中では今の槽を利用すれば沈殿槽をかえてできるわけですし、その点で言えば、そんなに投資が要るような事業でもないということで、工夫をして実質的な処理をしていることを省くような形に持っていくことも必要な施策でないかと。これだけの血税をつぎ込むには値しない。私はそういうことを言う吨です。そんなことをやって、これらの実質的なむだを省かないといけぬ。そういう面で主張しとるわけですね。だから、当然の仕事としてやっていくことが行政の今の健全財政を確立するというにイコールになってくる仕事と違いますか。その仕事をしないというのは一番悪い。私はそない思うんて。それと、業者も当然のことながら前々処理をするというのは法律からいうても当然のことですから、前々処理で後に処理の負担がかからないような水にして流すということだと思ふんですよ。

それから、職員の関係も、見れば1,000万円ほどの経費がここにオンされるかマイナスされるかによっても違ふと思ふんです。その職員が全体の仕事についての方が行政を推進する上で大事なことはないかと思ふんて言う吨ですけど、違つてますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） 職員の関係に

つきましては、前処理場に1名設置いたしておりますけれども、実質的にはやはり下水道の管理の方の業務も行っておりますので、1人がすべてを前処理場を見とるというわけではございません。そういう状況で仕事はしております。

それから、当然業者に前々処理なりいろんなこと設置をしていただいて、処理場経費を安く上げるということも必要なことだろうと思います。

先ほど言いましたように、前々処理をしてなおかつ処理場を稼働させるのであれば、結局は同じようになるのではないかなというような要求になるわけですね。

ですから、沈殿槽だけでそのまま流域に流入できるような状況になるのであれば、それはそれで経費もある程度安く上がるような形になろうかと思っておりますけれども、それではちょっと無理な面があるのではないかなというふうに思います。

先ほど言いましたように、何とか今の処理場でできるだけ経費を安くということで、管理経費も毎年話し合いの中で落としていっております。今の経費の節減を図る上では、それぐらいが今の状況では精いっぱいというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はろ過方式は何かやめた方がええと。その程度のもんやということをやんです。だから、沈殿処理して上水を流域に投入すると。そのためにはあっこに槽があるんですから可能やと。だから、ろ過するということに委託料の関係も出てくるわけですし、しますと大きく違ってくることになりませんか。

それから、希釈のためには若干の水は要るかもわかりませんね。どの程度の水が要るんかわからんけど、希釈して流すというのが行政がやることかどうかということはあるけど。流域で処理をするんですから、その点は可能な、いわゆる今もpH調整をやったりい

ろいろしてるし、薬剤も使ってるわけですから、それらを含めてどれだけの経費計算ができていくかによって違ってくる思うんですね。水質分析をしたらそうなる可能性もかなり高いんじゃないかなと思うから、今のろ過方式を全面的にやめれば変わってくると、私は思うんですよ。ほんで今の排水、取水の程度だったらできると思うんで言よんです。だから、その辺のところを研究して進めていかないといけないんじゃないかなと思うんで、再度確認したいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えさせていただきます。

まず先ほど言いましたように、この処理場が動かなくなったときの状況を我々はどういう形で対応するかということを今まず考えております。先ほど言いましたように、そのまま流域に流入させていただければ一番ありがたいというふうな気持ちでおります。

今先ほどからお話がございますように、最終的には2件の業者の方がご使用いただいとるわけでした、まだ水量にしましても非常に少なくなるとというのは現状でございますので、ある程度希釈をして流域には流入できるのではないかなというふうに今思っておりますので、処理場を動かさないのが一番経費の節減になるわけですので、できればできるだけ早い時期にそういう状況になればというふうに、期待したらいかんのですけれども、そういう状況を今待っとるのが現状でございますので、あえて今そういう事業をするということは控えたいというふうに今は考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号

は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第7 議案第37号 平成18年度  
兵庫県太子町水道事業会計予算**

○議長（佐野芳彦） 日程第7、議案第37号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 水道事業会計で比重を占めてくるのが、これまで下水道の面整備にあわせて埋設管の改良ということで工事をしてきたのが大きなものであり、一つには受水費があるわけですが、受水費の県企業庁からの受水というのを制限していくことが、ひいては太子町の水道原価を下げることになるということで、それぞれの自治体では背に腹はかえられんような取り組みをしていかなければならないということで受水費の節減、それからもう一つは、過大ないわゆる水需要に対応するような先行投資は差し控える。こういうことが県水が各自治体なんかに供給しているものも過大なところから始まって押しつけがあるわけですが、本町の今度は給水の関係でいっても、過大な見積みということは避けるべきだと思います。そういう点では、東芝、キャノン、それぞれのいわばこれからの企業に供給をする水の見通しというものがしっかり立って、それが当然の約束としてそれだけの水を受水するというようなことでなけ

れば、先行投資した分がマイナスになってくると。こういうようなこともあるので、それらについてしっかり見きわめるということが大事だと思うんですが、その点説明をいただきたい。いわゆる水道使用料でも今回上げであるものについて収益的収支の見通しもしっかり立ててほしいということが一つ。

それから、工事請負に関係するもので、これまで一般会計とか下水道会計に絡む工事請負費ではいろいろ言って、また水道事業でも言ってきたわけですが、ここは指名競争というような形をとっておる。その指名競争入札の中で、私はやっぱり絶対にやめなきゃなんのは丸投げに等しい下請をさせない。それは行政がやれることですからやるべきだし、ほんで工事の進捗もチェックが十分効いてるとは言いがたいと思うんで、年度末になって、この間も言いましたけども、もつれ込んでいくようなことがないように手当てが講じられるかどうか、それも大事なことでございしますので確認をしたい。その工事請負の中では、同じ工事に入札参加した者がそこで下請をする。それもまああることですから、それこそ許しがたいことでありますから、それも避ける。初めから同じ工事に行くんなら、私が聞いているんでは本次工事の中でも14%元がカットして次に、下に渡したとかというようなことも耳に入っているんですが、それらは行政には全然そんなことは入らん。入らんからメスを入れようと思わないんじゃないかと思うんですが、これで受けたんやというようなことが語られてるんで私は言よんですよ。事実関係も調査されたいと思うんですけども、現実にそんなことがある。前には20%ということもありましたということ言いましたけれども、そんなことをそれぞれ言うわけですから。それなら最初から、それで高値落札に皆なってるわけですからね。それがひいては水道料金に入るんではもう住民としては断じて許せんと思うんで、その点伺いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 水道事業所長。

○水道事業所長（西村隆志）　たくさんのご質問をいただいて、順次ご回答申し上げたいと思います。

第1点目の、県水の受水という形の件があったかと思います。これにつきましては、現実に県との給水協定という形で取り組みをさせていただきとるところでございます。

ご存じのように、日最大2,000トンペースにしてるところでございます。太子町におきましても実際には制限水量という形の最低限の形で水量でございます。これにつきましては、今ご指摘のように単価が相当高く設定という形がございますけれども、この単価の設定につきましては県下いろいろな施設整備の中での平均151円余り、平均単価と思うんですけども、これをベースに設定された金額でございます。太子町におきますと、それが160何ぼに変わるという形でございます。これは給水量の問題で変わってくるんじゃないかなと思います。

しかしながら、この県水の受水につきましては極力抑えるという形は取り組んでいるところでございます。

2点目の先行的投資という形での取り組みはという形でございます。これにつきましては先ほどご指摘のように、先行投資という形につきましてはこういう水事情を踏まえながら取り組んでいくことが大切なことでございます。

しかしながら、過大投資という形は十分検討しながら避けて取り組んでまいりたいと考えます。

その中で今回S E Dの問題をご指摘いただいたんですけども、これにつきましては今の段階では最終的にこういう水の需要、これぐらいという形の提示も正確にいただいております。そういう状況の中でそういう水需要、十分検討しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

今回給水量という形で工場用の関係の取水量、相当増額させていただいております。これにつきましては、企業の方から今年度の使

用予定という形の申し込みをいただいた部分での水量の予定でございます。

それと、使用料の見通しという形もあったかと思います。これにつきましては、今後企業が設備、また社会情勢の動きの中での需要も伸びる部分もあるんじゃないかと思います。これにつきましては、十分協議しながら使用料の見極めはしていきたいと考えております。

それと、5点目の指名に伴います工事の件でございます。今の進捗状況という形の中身もあったかと思います。これにつきましては、工期どおり終わっている部分、また現に工期延長させていただいた部分もございます。これにつきましては、工期内に完了という形の取り組みをしていきたいと考えております。

それと、丸投げの言葉もいただいたわけでございますけれども、これにつきましては当初契約の中で一部下請の届け出等につきましては十分精査しながらしてきたわけでございます。これにつきましても、十分今後も精査しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦）　16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員　現場踏査すればわかる話やね、一番しまいの丸投げのことは、すぐに。もうどこの現場見ても、みずからしょうところと別の者がしょうところは完全に別のものがしょうと。何も1業者だけの問題ではないですからね。だから現場へ行けばすぐわかる話ですし、ほとんど下請で全面に近いですからね。一部下請じゃないですよ、もう全面下請と一緒にです。

先ほども言いましたように、常識的にはどうもその話としては10%ずつ下請、又請いきそうですけども、今日の段階では14%もあり、20%もあると。こんなことを言ってる。業者自身が言って3者話をしようるわけやからうそもないでしょうし、そんでまた自分とこの又請したものが10%、14%、20%切ったら、それでまた次の者に渡したらさらに10%

切って渡すとかというような形になるということは前にも言いましたとおりです。そういう経費はなぜ起こるかというたら、1つは避けなきゃならんのは、同じ工事に入札した者が下請する。これはもう絶対にあかんことやと。いかなる下請もそれはもう部分部分ということの拡大解釈が全面に近い、同じような全面と変わらないような形に実体的になっておると。だから、入札に参加して落札したらぽんと渡せば10%はもうかると。何にもせんと。これがそこの業界の常識みたいになっとんじゃないですか。よう調べたらわかる話なんです。だから、それはきちっと調べて今後に対応するということが大事やし、そういうふうには仕事はできるような単価が形成されとると、設計金額が。おかしいんですよ。もっと整理がつくはずだ。下請で、又請で80%で行くんやったらそういうことが実際に流れていることですからね。そしたらそれだけの経費はかからないはずやと私は思うんですよ。そういう点で伺ってるんで、はっきりさせていたいただきたいと思うんですね。

県水の関係ではだんだん県の企業庁のやり方、県のやり方が問題になって、先日養父市の八鹿ダムが取りやめということでなりましたわね。発表しました。発表するまでに時間がかかったようですけども。地元からはもう何ば言われてもそんなことおかしいということになって、地元からもとうとうもうやめてくれということになって、県が渋々やめるということになって。過大見積もりなんですよ。水需要もないのにつくろうというわけやからね。だから、ここのもそうですよ。過大に見積もってつくったもののツケを回しようからや、そないなツケをこっちに回してもらうと違うということていくべきだという。それでここの経営はここで経営するんだから、受水費用を抑制するというのは大事なことになる。違いますか。ここの経営ですからね。そういう点を私は言っとなで、少なくとも対応をすべきやと、こう思うんですがいかがですか。

○議長（佐野芳彦） 水道事業所長。

○水道事業所長（西村隆志） 県水の関係でございます。これにつきましては、先ほど言われましたように前の所長も十分説明したかと思うんですけれども、県への申し出、要請等には十分しているところでございます。

しかしながら、現実的にはそういう状況に至ってない状況でございます。

しかしながら、この県水を取るという一つの流れの中で、太子もそういう水需要どうしても必要やという申し出の形の中での加入だったんじゃないかなあというふうに思っています。現実には今の状況は水需要が若干自己水の余裕があるという状況での流れでありまして、県水につきましては最小限という形の給水はしておりますけども、そういう団体等の流れの中で十分協議しながら申し出はしていきたいと考えます。

それと、契約の件でございますけれども、これにつきましては業者には今後十分指導、また現場把握等努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 県水は、とりあえず皆あの当時の会議録も見てもらったら結構なんやけど、とりあえず太子町はどの程度要るかということを知りたいんやと言うてきとったんですよ。1,000トンということでとりあえずは申し込みせにゃしょうないかというようなつき合い的なものでしたんや。それぐらいの代物だったんですよ。それを全部よせてこんだけやったんやと言うてつくった結果のツケなんですよ。だから、しっかり事業者が整理をしとかなんだらあかなんだ。本当にこれだけ要るんか。ほんで自己水源の開発が次々進む、そういう中での県から見れば需要、どうなるかというようなことをしっかりやらなかった結果、その責任だけが詰められてそれぞれに負担を強いてきとんやから、自己水源の開発も含めた取り組みというのはそれぞれの企業としては取り組んで当たり前のことです。

からね。そういう面で当初のことを言われると、私もそういう中村町長時代でした、もう古い話です。そんな協議があつてしとるわけですけどね。だから、その事情も覚えているから言えるんです。とりあえずの問題が当たり前になつると、それが過大なダム建設になって、その経費がかかってきとる言うんですよ。だから、その責任はどこにあるかというたら県の方にあると。だから、県に対して言わなきゃならない、高い高い水を供給するんじゃないということではっきりさせておかないとどことも困るし、本町は実に今困つとるわけですから。それが財政健全化の方向でもありますんで言ってるわけです。

契約関係は、しっかりやるということがなかったらそりゃ話にならんと思うんですね。業者に指導というより、現実には前から言うことが今も行われてくるくる回つとるだけですからね。そういうわずかな業者の中でそういうことがあるからそうなってくるし。あり方はもう完全に改善してもらわないと、高値落札の分をつけ回されることは許せないということを言つとんですよ。その辺は契約担当のところの、それから町長、助役聞いとるようやけど、どないなんかいね。その辺のけじめをつけないとあかん話ですよ。水道は助役に直接関係ないけども。その辺どうなんですか。

○議長（佐野芳彦） 助役。

○助役（八幡儀則） 法律上といいますか、もちろん丸投げについては禁止されておりますので、私どもそういったことはないというふうに思います。

ただ、一部下請の中で実態が今議員がおっしゃるようなことがあるのであれば、これは本来あってはならないような状況だと思えます。制度の中で何か規制といいますか、そういうことができるようであれば、そのようなことも含めて入札のあり方の中で検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

（「もう一点」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 水道事業所長。

○水道事業所長（西村隆志） 県水の件でございますけれども、これにつきましては先ほど来同じことの答弁になろうかと思っておりますけれども、各自治体、本当に苦しい部分も各団体も一緒かと思えます。これにつきましては一つ県に対しての申し入れという、十分取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

3月11日から3月23日まで、委員会審査のため、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、3月11日から3月23日まで、本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は、3月24日午前10時から再開します。

3月24日の本会議は、改めて開催通知はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時18分）